

和歌山県監査公表第8号

令和2年11月25日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 伊都総合庁舎雨樋の蓋点検等業務委託に係る支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていないなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 出力されていない帳票があった。</p> <p>イ 決裁権者の決裁がなされていない。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公用車使用後は、車両管理者等による確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、出納機関への合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 押印や日付等の決裁状況については、決裁者が確認をすることはもちろん、起案者による施行前の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 関係帳票との突合や複数人での確認等を行い、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

<p>(5) 支出票において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 歳入歳出外現金において、誤って本人に払渡しをしている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>(5) システム入力時の確認を徹底するなど適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(6) 他の担当者によるダブルチェックを行い、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>
---	---

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>資金前渡において、戻入が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>資金前渡において戻入が発生した際は、直ちに戻入精算処理を行い、返納するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負契約の3割を超える増額変更において、増額分の契約保証金を受け入れていたが、変更契約書の契約保証金の額を増額変更していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 道路占用許可において、占用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 負担金の支出負担行為におい</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 工事請負契約の変更の際には、適正な変更契約書となっているかにつき、作成時及び決裁時に複数人で確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 道路占用料の算定について、審査体制を充実させ、和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第7号）に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>なお、今回の道路占用料の不足差額については、占用者に対し追加請求し、既に納付済みである。</p> <p>(3) 支出負担行為の決裁について、</p>

て、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。	支出区分、支出金額及び決裁区分を複数人で確認し、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。
---------------------------------	---

4 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 不整地運搬車運転技能講習実業務委託に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 臨時作業員の賃金支払について、所得税額を誤って源泉徴収していたため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 誤って支給された旅費については、直ちに返納させるとともに、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に従い、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 誤って源泉徴収した所得税については、税務署に確認の上、差額を還付した。 今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

備品購入費による書籍購入に係る決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。	出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。
---	--

6 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカード使用料において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 支出票及び請求書を紛失していた。</p> <p>イ 支出命令の取消しの決裁がなされていない。</p> <p>(2) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 決裁権者の決裁がなされていない。</p> <p>イ 起案者印が押印されていない。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) ETCカード使用料に係る事務手続の把握に努め、再発防止を図るとともに、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 決裁時における内容の確認について、複数の職員で行うことによりチェック体制の強化を図るとともに、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立伊都中央高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和元年度中に完了した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
-------	----------------

<p>注意事項</p> <p>情報処理機器等の賃貸借契約に係る 決裁について、出納機関への合議がな されていなかったため、適正に処理さ れたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、契 約に係る決裁については、出納機関へ の合議区分を確認し適正な事務処理を 行うよう、職員に周知徹底した。</p>
---	--

9 和歌山県立きのかわ支援学校

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) ETC カードを紛失していたの で、今後このようなことのないよ うに適正に処理されたい。</p> <p>(2) 公用車の売払いについて、代金 の納付確認をせずに物品を引き渡 していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 住居手当において、認定額を誤 り過支給となっている事例があっ たので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) ETC カードの紛失については、 速やかに、関係機関と協議し、紛 失したカードの使用状況を確認の 上廃止処理を行った。 今後このようなことのないよ う、ETC カードの適正な管理につ いて、全職員に周知するととも に、カードの紛失防止のため、カ ードホルダーの設置等の対策を講 じた。</p> <p>(2) 公用車の売払いについては、関 係規程等に基づき適正に処理する よう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 過支給となった住居手当につい ては、関係機関と協議の上速やか に返納処理の手続を行った。 今後このようなことのないよ う、関係規程等に基づき適正に処 理するよう、職員に周知徹底し た。</p>

10 和歌山県かつらぎ警察署

監査実施年月日 令和2年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う</p>	<p>注意事項</p> <p>交通事故防止に関する資料等に基づ</p>

公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

き具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練及び公用車の一斉点検を行うなどして、交通事故防止及び車両の適正な管理に努めている。